情報公開·個人情報保護審議会 諮問·報告事項

件

屋外広告物等実態調査業務の委託について

名

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第14条第1項(業務委託)

(担当部課:みどり土木部土木管理課)

事業の概要

	<u> </u>	
事業名	屋外広告物等実態調査	
担当課	土木管理課	
目的	新宿区内に掲出されている屋外広告物等(以下「屋外広告物等」という。)につ	
	いて、道路法、道路占用許可基準及び東京都屋外広告物条例(以下「道路法等」と	
	いう。)に基づく申請の状況、道路法等違反や落下等公衆に危害を及ぼすおそれの	
	有無などの実態を調査し、適宜、是正指導を行う。	
対象者	屋外広告物等の掲出者	
事業内容	【調査の概要】	
	1 区域 新宿区内の商店密集地(繁華街)約3ha	
	2 対象数 約300件(平成17年度以降、毎年実施)	
	3 調査内容 道路法等に基づく申請の状況、道路法等違反や落下等公衆に危害を	
	及ぼすおそれの有無などの実態を把握する。	
	【調査業務の手順】	
	1 委託先は、区から提供を受けた既に許可を受けている屋外広告物等のリストな	
	どに基づき、調査対象地区内の屋外広告物等の現況を調査する。(記録方法:計	
	測、写真撮影)	
	2 委託先は、現況調査での当事者からの聞取りなどにより、「無許可のもの」、「許	
	可内容と異なるもの」などの屋外広告物等の所有者又は管理者の住所、氏名、電	
	話番号を確認する。	
	3 委託先は、上記確認の結果内容のうち、道路法等に不適合であるものを選定し	
	た上で、是正指導に該当する屋外広告物等について、台帳(※)を作成し、一覧	
	表にまとめる。また、是正指導文書送付用の宛名シールを作成する。	
	4 委託先は、作成した台帳、一覧表及び宛名シール(紙及びCD-R)を区に納	
	品する。	
	5 区は、台帳及び一覧表に基づき、指導文書を所有者又は管理者に送付するとと	
	もに、適宜、是正指導を行う。	
	※ 台帳・・ 是正指導に該当する屋外広告物等に係る所有者又は管理者の名称・連	
	終先、規模、写真データをまとめたものをいう。 	
	【対象者数(推定) 約40名】	

件名 屋外広告物等実態調査業務の委託について

保有課(担当課)	土木管理課
登録業務の名称	屋外広告物等実態調査
委託先	現時点では未定(入札により決定)
委託に伴い事業者に処理 させる情報項目(だれの、 どのような項目か)	【委託先に提供する情報】 既に許可を受けている屋外広告物等の申請者の氏名、住所、電話番号、 設置個所、規模、種類・サイズ 【委託先が収集する情報】 「無許可のもの」、「許可内容と異なるもの」などの屋外広告物等の所有者 又は管理者の氏名、住所、電話番号、設置個所、規模、種類・サイズ
処理させる情報項目の記 録媒体	紙及び電磁的媒体
委託理由	広告物調査の専門的ノウハウを持った業者に委託することにより、効率 的・効果的に事業を実施することができる。
委託の内容	1 区から提供を受けた既に許可を受けている屋外広告物等のリストなどに基づき、調査対象地区内の屋外広告物等の現況を調査する。(記録方法:計測、写真撮影) 2 現況調査での当事者からの聞取りなどにより、「無許可のもの」、「許可内容と異なるもの」などの屋外広告物等の所有者又は管理者の住所、氏名、電話番号を確認する。 3 上記確認の結果内容のうち、道路法等に不適合であるものを選定した上で、是正指導に該当する屋外広告物等について、台帳を作成し、一覧表にまとめる。また、是正指導文書送付用の宛名シールを作成する。 4 作成した台帳、一覧表及び宛名シール(紙及びCD-R)を区に納品する。
委託の開始時期及び期限	平成27年9月1日から平成27年12月7日まで(予定) (毎年度、同時期に実施の予定) ※ 本件委託は、平成17年8月22日付けで契約締結し、同月23日に業務を実施して以降、継続的に単年度契約に基づき実施している。
委託にあたり区が行う情 報保護対策	1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。2 必要に応じ、区職員が立入調査を行い、取り扱い方法の確認を行う。3 業務終了後、委託先に提供した情報及び委託先が収集した情報は、速やかに返却させる。
受託事業者に行わせる情報保護対策	 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する。 電磁的媒体(CD-R)には、区が指定するパスワードを設定させる。 業務期間中は、委託先に提供した情報及び委託先が収集した情報(紙及びCD-R)を、委託先事務所内の鍵付きキャビネットにて厳重に保管させる。 4 紙及び電磁的媒体の授受は、直接手渡しにより確実に行わせる。 受託業務の実施中は、腕章の着用及び身分証明書の携帯を行い、区から委託を受けていることを明示する。

特記事項

(基本的事項)

1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した 後においても同様とする。

(適正収集)

3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

(本人収集及び利用目的の明示)

4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

(収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報 の収集を行ってはならない。
 - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

6 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

(適正な管理)

7 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

8 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

9 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

10 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成

した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子 計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、 甲が別に指示したときは、その指示に従う。

(業務に関する報告)

11 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。 (監査)

12 乙は、業務に関する個人情報の管理状況について、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

13 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

(事故発生時等における報告)

14 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

15 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

16 乙は、第1項から第14項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。